

特別立入調査の結果、設置者に対して文書による指導を行った施設一覧(令和2年度 特別立入調査実施分)

設置場所 都道府県・市区町村	保育施設名	設置者	立入調査日	文書指導日	主な指摘・指導事項	対応
1 大阪府 箕面市	保育所ちびっこランド南箕面園	株式会社学栄	令和2年5月25日	令和2年8月5日	①連携推進加算申請について、加算要件を満たしていなかった。 ②保育士配置基準を満たしていなかった。	○完了報告により返還予定 ○施設の開所全時間帯において、保育士配置基準を遵守し、安全な保育環境を醸成するよう指示した。 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
2 熊本県 熊本市 西区	城山会こどもの舎	医療法人社団城山会	令和2年7月8日	令和2年8月27日	①児童に対し、適切な保育が行われていなかった。 ②施設内の衛生面および安全面において、適切な管理がされていなかった。	○個々の児童の個性に応じた、適切な保育をするよう指示した。 ○認可外保育施設に対する指導監督の実施についてJ-別添「認可外保育施設指導監督基準」第5-(2)-Aに基づき、必要な対策を講じよう指示した。 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
3 東京都 中央区	はぐみつく保育園 八丁堀園	株式会社 藤朋	令和2年9月15日	令和2年9月28日	①児童に対し、適切な保育が行われていなかった。	○「認可外保育施設に対する指導監督の実施についてJ-別添「認可外保育施設指導監督基準」第5 保育内容-(2)保育従事者の保育姿勢等の定め」を遵守し、児童の人権に配慮し適切な保育をするよう指示した。 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。
4 大阪府 大阪市 生野区	たつみこども園	株式会社TRASPO	令和2年9月18日	令和2年11月9日	①在籍児童について適正な申請がなされていなかった。 ②保育補助者雇用強化加算について、加算要件を満たしていなかった。 ③児童に対し、適切な保育が行われていなかった。	○完了報告にて返還予定 ○認可外保育施設に対する指導監督の実施についてJ-別添「認可外保育施設指導監督基準」第5 保育内容-(2)保育従事者の保育姿勢等の定め」を遵守し、児童の人権に配慮し適切な保育をするよう指示した。 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
5 三重県 多気郡 明和町	企業主導型保育かりん明和	株式会社吉清会	令和2年11月13日	令和2年12月7日	①連携推進加算について、加算要件を満たしていなかった。	○完了報告にて返還予定 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
6 山梨県 甲府市	中央歯科医院内 つくしんぼ保育園	医療法人中央歯科医院	令和2年10月23日	令和2年12月24日	①週間所日数について、助成要件を満たしていなかった。 ②保育補助者雇用強化加算について、加算要件を満たしていなかった。	○完了報告にて返還予定 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
7 東京都 中央区	はぐみつく保育園 八丁堀園 はぐみつく保育園 五反田園	株式会社 藤朋	平成2年6月26日	令和2年12月24日	①保育ニーズを証明する書類の取り付け及び管理が適正にされていなかった。 ②保育利用契約が適切に行われていなかった。 ③共同利用契約が適正に締結されていなかった。 ④病児保育加算について、加算要件を満たしていなかった。 ⑤保育補助者雇用強化加算について、加算要件を満たしていなかった。 ⑥週間所日数について、助成要件を満たしていなかった。 ⑦預かりサービス加算について、加算要件を満たしていなかった。 ⑧連携推進加算申請について、適正な申請がなされていなかった。 ⑨預かりサービス加算申請に必要な書類が不十分であった。	○完了報告にて返還予定 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。(提出済)
8 大阪府 八尾市	たまご保育園	株式会社 たまご	令和2年9月10日	令和3年2月10日	①週間所日数について、助成要件を満たしていなかった。	○完了報告にて返還予定 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。
9 東京都 品川区	保育所ちびっこランド大井町駅前園	合同会社未来キッズ	令和2年10月9日	令和3年2月10日	①在籍職員について、適正な申請がなされていなかった。 ②週間所日数について、助成要件を満たしていなかった。 ③保育補助者雇用強化加算について、加算要件を満たしていなかった。 ④連携推進加算申請について、適正な申請がなされていなかった。	○完了報告にて返還予定 児童育成協会より、改善報告書の提出を指示。
10 広島県 広島市 西区	成和キッズアカデミー	株式会社成和キッズアカデミー	令和3年1月15日	令和3年2月17日	令和2年2月14日付けで発出した特別立入調査結果通知による指示事項に違反した事実を確認したため、令和2年度企業主導型保育事業(運営費)助成交付決定を取り消す。  (主な指導内容) ・令和2年度企業主導型保育事業(運営費)助成交付決定を取り消す日まで児童の新規受け入れを停止すること。 ・関係者3名は、児童育成協会の許可なく保育業務に携わらないこと ・平成28年度及び平成29年度企業主導型保育事業(整備費)助成交付決定を受けて取得した財産については児童育成協会の指示に従い処分手続きをすること。 ・児童説明会を開催すること ・保護者が児童の託園を希望する場合には適切に対応すること ・児童育成協会より企業主導型保育施設に設置している防犯カメラの録画データを求められた場合には速やかに応じること。	○協会の指示により返還予定 児童育成協会より、各種報告書の提出を指示